

諮問番号：令和４年八重瀬町諮問第８号

答 申：令和４年５月１７日

第１ 審査会の結論

審査請求人が令和３年８月１９日付けで提起した処分庁八重瀬町長（以下、「処分庁」という。）による「令和３年５月２２日付けの公文書公開請求に対する令和３年６月７日八重都第１４９号の回答」に関する不作為の処分についての審査請求（以下、「本件審査請求」という。）は、八重瀬町情報公開条例第１６条１号又は２号に該当する場合を除き、八重瀬町情報公開・個人情報保護審査会に諮問されるべきである。

第２ 事案の概要

- １ 審査請求人は、令和３年５月２２日付け公文書公開請求書で、処分庁に対し、「伊覇地区土地区画整理事業において、一部地権者の所有する宅地の仮換地指定の変更が行われているが、その仮換地指定変更（略）に係る公文書」の公文書公開を請求した。
- ２ 処分庁は、令和３年６月７日付けで、審査請求人に対し公文書一部公開決定を通知した。
- ３ 審査請求人は、令和３年８月１９日付けで、行政不服審査請求書を提出し、本件審査請求を行った。
- ４ 処分庁は、令和３年９月２７日付けで、弁明書を提出した。
- ５ 審査請求人は、令和３年１１月４日付けで、反論書を提出した。
- ６ 審理員は、令和３年１１月１０日付けで、審査請求人に対し、改めて、不服の対象が何であるのか、また、どのような裁決を求めるのか明らかにするよう質問書を送付した。
- ７ 審査請求人は、審理員が求めた上記６の質問書について回答しなかった。
- ８ 処分庁は、令和４年１月１８日付けで、審理員に対し反論書に対する再弁明を行わないことを文書で提出した。
- ９ 審理員は、令和４年２月９日付けで、本件審査請求は理由がないから、棄却するのが相当であるとの審理員意見書を提出した。

第３ 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、令和3年5月22日付けで公文書の公開を請求したが、処分庁は、令和3年6月7日付け八重都第149号の情報公開申請に対する回答において、仮換地指定の変更に係る情報公開申請に対して回答をしていない。申請に対する回答を求める。(審査請求書)

仮換地指定変更に係る文書について、沖縄県農業協同組合に係る僅か一部の文書が公開されている。同組合以外の個人の宅地の仮換地変更は公開されていない。(反論書)

2 処分庁の主張

審査請求人からの公文書公開請求書(令和3年5月22日)で請求された仮換地指定の変更に係る情報公開申請に対しては、公文書一部公開決定通知書(令和3年6月7日付け八重都149号)を審査請求人へ郵送しており、申請に対する回答は行っている。(弁明書)

第4 審査会の判断

- 1 審査請求人の審査請求書及び反論書の内容によると、本件審査請求は、審査請求人が令和3年5月22日付けで行った公文書公開請求について、回答がされていないと主張している。

すなわち、本件審査請求は、公文書の公開請求にかかる不作為を対象としていると考えられる。

- 2 この点、八重瀬町情報公開条例第16条は、下記のとおり定めている。

第16条 この条例による公文書の公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、八重瀬町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

本件審査請求は、公文書の公開請求にかかる不作為を対象としているものであるから、八重瀬町情報公開条例第16条1号又は2号に該当する場合を除き、八重瀬町情報公開・個人情報保護審査会に諮問されるべきであると考える。

第5 調査審議の経過

審査会による審査審議の経過は次のとおりである。

令和4年3月14日審査庁から諮問の受理

令和4年3月28日審議

第 6 本件審査請求に係る審理手続について

上記第 4 で示した通り、本件審査請求は、本審査会ではなく、八重瀬町情報公開・個人情報保護審査会に諮問されるべきだったと考える。

第 7 結論

以上のとおり、本件審査請求は、八重瀬町情報公開条例第 16 条 1 号又は 2 号に該当する場合を除き、八重瀬町情報公開・個人情報保護審査会に諮問されるべきである。

以 上